

○相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成9年12月24日
規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例(平成9年相模原市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成24年規則15号〕)

(重点地区的指定の告示事項等)

第2条 条例第8条第3項及び第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き缶等散乱防止重点地区(以下「重点地区」という。)の指定年月日
- (2) 重点地区的地区名及び区域図

- (3) その他市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成24年規則15号〕)

(回収容器の設置を要しない自動販売機)

第3条 条例第12条第1項の規則で定める自動販売機は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物(雨等を防ぐための簡易なもの及び公衆の用に供する通路の部分を除く。)の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの

- (2) 土地を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得なければ立ち入ることができない敷地に設置される自動販売機で、当該敷地に立ち入らなければ利用することができないもの

- (3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(一部改正〔平成24年規則15号〕)

(回収容器の設置)

第4条 条例第12条第1項の規則で定める回収容器の設置については、次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

- (2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。

- (3) 回収容器は、自動販売機から5メートル以内で、空き缶等を回収するために適当な場所に設置すること。

(一部改正〔平成24年規則15号〕)

(公表の方法等)

第5条 条例第17条第1項の規定による公表は、相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場への公告その他市長が適當と認める方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次の事項について行うものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 違反の事実及び命令の内容

- (3) その他市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成24年規則15号〕)

(身分証明書)

第6条 条例第18条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式とする。

(一部改正〔平成24年規則15号〕)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成24年規則15号〕)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第15号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

(全部改正〔平成24年規則15号〕)

別記様式（第6条関係）

(表)

		第 号
身分証明書		
 写 真	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例第18条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。		
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
相模原市長		

(裏)

相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは土地所有者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者若しくは土地所有者等の土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規格 縦6センチメートル、横9センチメートル)